

いばらき宅建

I B A R A K I T A K K E N



No.151
2026.3



ひたち海浜公園 (ひたちなか市)

CONTENTS

令和8年新春の集い 開催報告	2	「重要土地等調査法の届出制度」に係る	
不動産フェア実施報告	3	キャラバンについて	10
研修会実施報告	4-5	賃貸管理セミナー開催報告	11
判例紹介—シロアリ浸食跡と瑕疵—	6-7	毎月開催！開業支援セミナーのお知らせ	11
空き家相談研修受講案内	8	全宅連不動産総合情報誌「REAL PARTNER」	
レイنزの利用およびユーザID・パスワードの		発行形態変更のお知らせ	11
取り扱いについて	9	新入会員紹介	12
法令改正情報	9		



張替会長



茨城県 大井川知事



自民党茨城県連 海野会長



館県会議長



田所衆議院議員

令和8年

新春の集い 開催報告

令和8年1月20日（火）、午前11時より水戸プラザホテルにおきまして、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会『新春の集い』を開催いたしました。大井川知事をはじめ、関係各位より多数のご参会を頂き、盛会に執り行うことができました。ご多用中にもかかわらず駆けつけて下さった皆様に心より感謝申し上げます。

『新春の集い』開催の目的といたしましては、宅建協会の対外的認知度の一層の向上を図り、公益法人である本会の事業活動を周知することが挙げられます。『不動産・宅建といえば、ハトマークの宅建協会』ということをさらに普及できるよう、役員一同努めて参る所存です。



葉梨衆議院議員



奥水衆議院議員



自民党茨城県連 白田幹事長



龍ヶ崎市 萩原市長



(一社) 茨城県建築士会 柴会長



つくばみらい市 小田川市長

不動産フェア 実施報告

今年も、9月23日の不動産の日に合わせて県内各地で不動産フェアを実施いたしました。空家や相続についてのご相談が多く見受けられました。

水戸支部

11/15、16
水戸市産業祭
(リリーアリーナ MITO)



土浦・つくば支部

10/4、5
無料相談会
(イオンモール土浦)



県西支部

9/14
しもだて商工まつり
(筑西市役所旧庁舎跡地)



古河・岩井支部

10/11
古河関東 ド・マンナカ祭り
(古河市イーエス運動公園)



県南支部

9/27、28
守谷市商工まつり
(守谷駅西口)



11/1、2
とりで産業まつり
(取手市緑地公園)



鹿行支部

10/25
鹿嶋まつり
(カシマサッカースタジアム)



11/9
無料相談会
(鹿嶋市勤労文化会館)



県北支部

11/8、9
日立市産業祭
(日立市池の川アリーナ)



石岡支部

10/18
ふるさとまつり in かさま
(笠間市友部公民館)



牛久・竜ヶ崎支部

11/3
うしく Wai ワイまつり
(牛久市生涯学習センター)



11/23
龍ヶ崎市産業祭いがっぺ市
(龍ヶ崎市役所)



研 修 会 実 施 報 告

○法定研修会

令和8年1月より、県内5会場において令和7年度第2回法定研修会を実施いたしました。この研修は、宅建業法64条の6に基づいて実施される研修であり、宅地建物取引に従事する者等に対し、宅地建物取引に関する知識及び能力の向上のため実施したものです。

【研修内容】

- (1) 『立入調査結果と最近の相談事例について』 講師：茨城県土木部都市局建築指導課 担当者
- (2) 『献血活動について』 講師：茨城県保健医療部医療局薬務課 担当者
茨城県赤十字血液センター 担当者
- (3) 『疑わしい取引の届出制度について』 講師：茨城県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課 担当者
- (4) 『「その対応」があなたを守る!カスタマーハラスメント対策とマイナンバー』 講師：深沢総合法律事務所 担当弁護士



○新規免許取得者研修会

令和8年2月、県内2会場において新規免許取得者研修会を実施いたしました。この研修は、新規免許取得者を対象とし、業法の知識を高め業務に誤りがないよう資質の向上を図ることを目的としたものです。

【研修内容】

- (1) 『宅地建物取引業の運営について』 講師：茨城県土木部都市局建築指導課 担当者
- (2) 『不動産広告について』 講師：(公社)首都圏不動産公正取引協議会 担当者
- (3) 『保証協会について』 講師：(公社)全国宅地建物取引業保証協会中央本部 担当者
- (4) 『宅地建物取引業と人権について』 講師：茨城県人権啓発推進センター 担当者



○支部研修会

今年度、県内9支部でも研修会を開催いたしました。

●水戸支部

令和7年7月14日

『用途変更による消防法違反』

講師：水戸市消防本部 火災予防課 違反对策係 担当者

『明日から使える!～水戸支部エリアの建築確認・農地法ほか改正法令 完全マスター～』

講師：株式会社ときそう 不動産鑑定士 吉野荘平 氏

令和8年2月12日

『水戸市における企業誘致の取組と適地登録制度について』

講師：水戸市産業経済部商工課 担当者

『相続土地国庫帰属制度の概要と利用状況について』

『土地家屋調査士におけるトラブル事例・未然防止策および解決方法等について』

講師：茨城土地家屋調査士会 担当者



水戸支部



4支部合同



県西支部



古河・岩井支部



県北支部



土浦・つくば支部



牛久・竜ヶ崎支部

●土・つ 県南 牛・竜 石岡 4支部合同研修会

令和7年5月19日

『銀行の不動産業参入阻止・日本と世界の経済動向』 講師：参議院議員 上月良祐 氏

『宅建業者のための相続法改正ポイント』(平成30年・令和3年民法、不登法改正より)

講師：なかむら司法書士事務所 司法書士 中村慎一 氏

●県西支部

令和7年5月20日

『知らない则取り残される! 2025年、不動産取引に必要な建築知識の活用術』

講師：株式会社ときそう 一級建築士 大槻登清也 氏

●古河・岩井支部

令和7年7月24日

『改正民法による望ましい売買契約書作成のポイント』

講師：深沢総合法律事務所 弁護士 柴田龍太郎 氏

令和8年1月29日

『改正民法による望ましい売買契約書作成のポイント』

『民法(債権法)改正に伴う特約・容認事項と留意点(賃貸編)』

講師：深沢総合法律事務所 弁護士 柴田龍太郎 氏

●県北支部

令和7年7月11日

『「住まいの耐震化」「危険なブロック塀の改善」の支援について』

講師：日立市都市建設部建築指導課 担当者

『2025年、不動産取引に必要な建築知識の活用術』

講師：株式会社ときそう 取締役 一級建築士 大槻登清也 氏

●土浦・つくば支部

令和7年11月28日

『つくば市からのお知らせ』

講師：つくば市経済部立地推進課 担当者

『不動産業界における電子契約の基本セミナー～具体的なメリットや注意すべき事～』

講師：GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社 不動産DXプロジェクト 担当者

『～不動産業務をアップデート!～「今日から始める生成AIかんたん活用術」』

講師：日本スキルズ株式会社 ビジネスソリューション事業部 担当者

●牛久・竜ヶ崎支部

令和8年1月15日

『今後の市政について』

講師：牛久市長 沼田和利 氏

『龍ヶ崎市の市政について』

講師：龍ヶ崎市長 萩原 勇 氏



最近の
裁判例から

—シロアリ浸食跡と瑕疵—

中古住宅の売買において建物の木部一部におけるシロアリ浸食跡が瑕疵に該当しないとされた事例

購入した中古住宅において、売主より告知がなかったシロアリ浸食跡を発見した買主が、売主に対して契約解除と損害賠償を、媒介業者に対して、建物にシロアリ被害がない等の誤った説明をしたとして損害賠償を求めたが、当該浸食跡があることをもって建物に瑕疵があるとはいえない、また、買主の媒介業者が誤った説明をしたとする主張は採用できないなどとして棄却された事例

—————(東京地判 令6・6・26)

1 事案の概要

令和元年9月、売主A（令和3年11月に死亡）とY1（Aの子）共有の本件住宅（木造2階建、土地210m²、建物延138m²、築約19年）について、買主X1・X2（以下、「Xら」）は、媒介業者Y2・Y3（以下、「Y2ら」）の媒介により、売買代金13百万円、売主の瑕疵担保責任は全部免責の条件で売買を行い、物件の引き渡しを受けた。なお、Y1署名の告知書には、「現在までシロアリを発見していない」にチェックがされていた。

令和3年1月頃、Xらは本件住宅の一室において、木部の一部（3か所）にシロアリ浸食跡を発見し、その後対応を相談した工事業者から、平成28年9月にAがシロアリ駆除業者に依頼して駆除工事を行っていたことを知った。

XらはY1に対して、シロアリ浸食被害が隠れた瑕疵にあたり、売買契約の目的が達成できないとして、契約の解除とそれに伴う1640万円余の損害賠償を請求した。

またXらは、Y2らに対して、「本件建物についてシロアリ浸食被害はない旨の回答をしていた。告知書に関してシロアリに関する確認をAに怠った。ベタ基礎の建物購入を希望していたXらに対

して、本件建物が布基礎であるのにXらにベタ基礎と誤った回答をした。」などと主張して、買主に生じた損害についてY1と連帯して支払うよう請求した。

2 判決の要旨

裁判所は、以下の通り判示して、Xらの請求を棄却し、裁判費用はXらの負担とした。

(1) Y1に対する瑕疵担保請求について

Xらは、シロアリによる浸食被害の残存が、本件建物の「瑕疵」であると主張する。

しかし、瑕疵とは目的物が通常有すべき品質、性能を有しないことをいうところ、本件建物は築19年を経過した木造の中古住宅であるから、相応に劣化しており、多少の損傷があることは通常想定されるものであり、本件建物の木材の一部に損傷があることをもって直ちに目的物の瑕疵であるとはいえない。

Xらの写真撮影報告書（撮影日：令和5年6月）には、本件建物の和室の畳の下の荒床及び敷居の内側に損傷があることが認められるが、日常的に利用することのない荒床、敷居の内側の損傷であり、これらによって本件建物の日常的な利用が妨



げられるとは認められず、これが通常有すべき品質、性能を欠き、瑕疵であるということはできない。

また X らは、本件売買契約締結に当たり、Y2 らに、シロアリ浸食被害のない建物の購入希望を伝えており、本件売買契約において、シロアリ浸食被害のない品質、性能の建物の売買が予定されていた旨を主張するが、本件売買契約書に、シロアリ浸食被害がないことが売買契約の条件である記載は認められず、シロアリ浸食被害がないことを前提とする売買であることが、X らと Y1 や Y2 らの間でやり取りされた形跡もうかがえない。

以上によれば、X ら主張の本件建物の損傷がシロアリ浸食被害の残存であるとしても、これが本件建物の瑕疵と認められないことから、X らの Y1 に対する本件建物の瑕疵担保に基づく請求はいずれも理由がない。

(2) Y2 らの善管注意義務違反について

X1 は、シロアリ浸食被害のない建物であることを Y2 らに何度も確認し、そのたび被害はないとの回答を得ていた旨供述等するが、その供述等は不自然であって採用することができない。

X らは、Y1 作成の告知書に「現在まで白蟻の被害を発見していない」の欄にチェックが入っていたことについて、Y2 らに、Y1 のみならず亡 A への確認を行うべきであった旨主張するが、売買契約当時、亡 A は 88 歳を超える高齢で、本件建物の売却手続はすべて Y1 が対応していたこと、Y2 らにおいて Y1 の記載内容が事実と異なる点について疑いを生じさせる事情は見当たらなかったことなどからすると、Y2 らにおいて、Y1 作成の告知書に疑念を持ち、さらに亡 A に確認すべき状況が生じていたとはいえない。

X1 は、Y2 らが、本件建物が布基礎であるにもかかわらずベタ基礎であると事実と異なる説明を行ったと主張するが、本件売買契約において、X らがベタ基礎の建物を購入することを希望してい

た事実を裏付ける証拠はなく、Y2 らが、本件建物の基礎について誤った説明を行ったことを前提とする X らの主張は採用することができない。

以上検討したとおり、Y2 らの善管注意義務違反をいう X らの主張は、いずれも理由がない。

3 まとめ

一般的な中古住宅の売買において、契約内容で予定される建物の品質は、「築年数相当の経年劣化や使用による損耗のほか、多少の損傷等の存在が予想されるが、買主の日常的な建物の利用に支障となる重大な損傷等が存していないもの」であり、売主・買主は、当該品質を前提に売買金額を合意しているのであるから、一般に買主の予想の範疇である「建物に多少の損傷等があった」という事象は、契約で予定された建物の品質不足（契約不適合・瑕疵）に該当しないことになる。

本件裁判所の、シロアリの浸食による木部一部の損傷について「中古住宅の売買において、多少の損傷があることは通常想定されるもので、瑕疵とはいえない」とした判断は、この種のトラブルに関する実務の参考になると思われる。

本件トラブルは、買主の取引建物の品質に対する過剰な期待、あるいは、仲介業者の調査説明に対する過剰な期待が、原因のように思われる。もし、買主が「シロアリ被害の全くない品質・性能の建物」の購入を望むのであれば、本件裁判所指摘のとおり、買主は、建物がその品質であることを売主に求め、売主がその品質の建物を引き渡すことに合意して、当該品質に対応した売買金額を定め、その旨を売買契約書に明記して契約を締結するか、別途買主の責任と負担において、シロアリ被害等に関する建物調査を行っておく必要があったように思われる。

茨城宅建協会より

空き家相談研修 受講案内

空き家は年々増加傾向にあり、全国の空き家数は約900万戸に達し、住宅総数に占める空き家率は13.8%と過去最高を記録しました。

全宅連では、空き家問題に取り組んでいく宅建業者のさらなる育成、スキルアップのため、『空き家相談研修システム』を構築いたしました。

会員の皆様におかれましては、ぜひ『空き家相談研修システム』を受講いただき、お客様からの空き家のご相談の際にご活用ください。

受講はハトサポマイページから



ハトサポログイン後表示されるマイページにて、“おすすめサービス”内に『全宅連空き家相談研修』というバナー（画像）がございますので、そちらをクリックしてください。

受講登録後、登録したメールアドレスに研修動画、テキスト（PDFファイル）ダウンロードページのURLが届きます。

研修を修了なされると、『修了証』をダウンロードすることが可能です。



ここをクリック

レインズの利用およびユーザ ID・パスワードの取り扱いについて

公益財団法人東日本不動産流通機構

最近、レインズの利用とそれに伴うユーザ ID・パスワードの取り扱いについて、各種規程・レインズ利用ガイドラインの規定に違反する事案が発生し、会員等からの苦情も増加しています。会員の皆様におかれましては、以下の内容についてご注意いただき、レインズを適正に利用いただくようお願いいたします。

1. 「他の者」に対して、当機構から発行されたユーザ ID・パスワードを貸与すること及び何らかの方法でレインズを利用させることを行ってはなりません。

- (1) 当機構は、会員である事業所ごとにユーザ ID・パスワードを発行しており、その事業所のみがレインズを利用できます。
- (2) レインズで取り扱う情報の重要性等に鑑み、会員以外の者（「他の者」）にレインズを利用させることは厳に禁じられており、「他の者」に対して当機構から発行されたユーザ ID・パスワードを貸与すること及び何らかの方法でレインズを利用させることはできません。「他の者」には、顧客、業務委託先、関連会社や自社の他の事業所も原則として含まれますのでご注意ください。
- (3) (2)の違反行為が確認された場合、業務方法書第 14 条第 2 項に基づき、レインズの利用を制限あるいは停止することがあるほか、処分規程に基づく、是正勧告や処分の対象となります。

【関連規程等】

業務方法書：第 14 条（安定的な稼働を妨げるおそれがある行為に対する是正勧告等）

レインズ利用規程：第 3 条（利用者）、同第 4 条（ユーザ ID 及びパスワードの管理）

ユーザ ID 及びパスワード管理基準：第 2 条（ユーザ ID 及びパスワードの管理）、同第 3 条（ユーザ ID 及びパスワードの他の者への貸与の制限）

レインズ利用ガイドライン：2-1. ユーザ ID とパスワードの管理

法令改正情報

下記の通り、各改正がされましたので案内申し上げます。

宅建業法第 50 条第 1 項及び住宅宿泊事業法第 39 条の規定に基づき宅建業者及び住宅宿泊管理業者が事務所等に掲げる標識の大きさについて、現状、A3 サイズの紙を複数印刷し貼り合わせる等の手間が生じてしまっています。

これを踏まえ、標識のサイズを「縦 25cm 以上、横 35cm 以上」とすることとし、令和 7 年 12 月 1 日から施行されました。

なお、改正により、宅地建物取引業者票の規程サイズが縮小になりますが、従前の宅地建物取引業者票は、新規定サイズを上回っているため、差し替えの必要はございません。

また、この度、宅地建物取引業者票のひな形を作成し、12 月 15 日よりハトサポ内に新設いたしましたのであわせてご案内申し上げます。

●ハトサポ → ワード・エクセル契約書式 → 取引台帳・従業者証明書・宅地建物取引業者票等 → 宅地建物取引業者票

※サイズ規定を満たすため、A3 サイズ以上で印刷してご利用ください。

上記の改正を踏まえ、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」についても所要の整備が行われ、令和 8 年 4 月 1 日から施行されます。

詳細は、ハトサポ<法令改正情報>

<https://member.zentaku.or.jp/law/search/?year=2025> をご参照ください。



「重要土地等調査法の届出制度」に係るキャラバンについて

令和7年11月17日(月)に、重要土地等調査法の届出制度に係るキャラバン(周知活動)を実施しました。

重要土地等調査法では、重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域を、注視区域・特別注視区域として指定し、区域内の土地等では機能阻害行為が行われることを防止するため、それらの土地等の利用の状況を把握する調査を行います。

特別注視区域内において、面積が200㎡以上の土地・建物を売買等する際には、あらかじめ内閣府に届出をすることが必要になります。

宅地建物取引業者の皆様におかれましては、特別注視区域内における土地・建物の売買等の仲介等を行う際に、**重要土地等調査法に基づく届出義務について、当事者に対して重要事項として説明することが必要**となりますので、適切にご対応いただけますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

届出様式や記載要領は内閣府ホームページの「届出について」のページに掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。

「重要土地等調査法の届出制度」に係るキャラバン 実施概要

- [日 時] 令和7年11月17日(月) 14:00~15:00
[場 所] ホテルマロウド筑波
[対 象] 茨城県宅地建物取引業協会所属会員
[実施形式] 対面+オンライン
[実施内容] ①本取組みの趣旨説明
②業界向け動画の放映
③質疑応答 等



茨城県内の特別注視区域(令和8年1月時点)

<対象自治体>

- 小美玉市 ○土浦市 ○稲敷郡阿見町

<対象施設>

- 百里基地 ○武器学校、霞ヶ浦駐屯地、朝日燃料支処、霞ヶ浦高射教育訓練場

※売買等の対象となる土地・建物が上記特別注視区域に含まれるかどうかについては、下記内閣府ホームページをご確認ください。なお、重要土地等調査法に基づく注視区域・特別注視区域図に関し、届出を行う利用者の利便性の向上を目的として、内閣府ホームページ内に「重要土地ウェブ地図」を公開しておりますのでこの機会にご活用ください。

内閣府ホームページ

URL⇒ <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/>
または、「内閣府 重要土地」で検索



重要土地ウェブ地図

URL⇒ <https://www.resum2.go.jp/>



問い合わせ先 内閣府 重要土地等調査法コールセンター 電話番号 0570-001-125(平日9:30~17:30)

賃貸管理セミナー開催報告

全宅管理茨城県支部より

全宅管理茨城県支部では、11月18日(火)水戸プラザホテルにおいて『賃貸管理セミナー』を開催いたしました。今年度は、参加対象を全宅管理会員だけでなく茨城宅建会員にまで広げ、今後賃貸・管理業を始めようとなさる方に向けたテーマをもって、全宅管理事務局長鈴木氏、涼風法律事務所弁護士熊谷氏にご講演いただきました。ご入会ご希望の方は、☎ 029-225-5300までご連絡ください!



会場の様子

講義①

『最近の賃貸管理の状況について』

(一社) 全国賃貸不動産管理業協会事務局長 鈴木敏雄 氏

講義②

『収益アップ! 賃貸管理・空家管理等、管理業務のポイント』

涼風法律事務所 弁護士 熊谷則一氏



涼風法律事務所 熊谷弁護士

毎月開催中

開業支援セミナー

参加費
無料

- 宅建協会ってどんなところ?
 - 現役宅建業者に相談したい
 - 免許申請までが不安だ…
 - 開業について悩みがある
 - 入会メリットを教えてください!
- などなど!

予約制

宅建業開業を
お考えの方なら
どなたでも
大歓迎!



申込方法 右記申し込みフォームより、お申し込みください

(公社) 茨城県宅地建物取引業協会
TEL : 029-225-5300
FAX : 029-225-5785
<https://www.i-takken.or.jp>

申込フォーム



全宅連不動産総合情報誌「REAL PARTNER」発行形態変更のお知らせ

不動産情報誌「REAL PARTNER」につきましては、昨今の物価高騰に伴う用紙代・発送費の上昇や、環境負担軽減に向けた社会的要請等を踏まえ、2026年度より発行形態を変更いたします。

発行回数は従来通り年6回としつつ、PDFによるデータ発行を基本といたします。

なお、バックナンバーにつきましては、これまでどおり全宅連ホームページにてご覧いただけます。何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

新入会員紹介

(R7.7.1 ~ R8.1.31)

支部名	最新免許年月日				商号	代表者	住所	TEL
水戸	茨城	大	9087	R03.11.22	桂不動産(株) 赤塚支店	渡邊 宗明	310-0911 水戸市見和 2-546-1	029-291-8860
	茨城	知	7721	R07.07.01	(株)杉山建築	杉山 千尋	311-4303 東茨城郡城里町大字石塚 1130-1	029-355-1455
	茨城	知	7734	R07.09.03	(株)けやき不動産	伊勢山大佑	310-0851 水戸市千波町 1989-1 鬼澤ビル 2F-R	029-215-9780
	東京	大	10944	R07.05.21	(株)マイホーム myhm base 水戸	乃村 一政	310-0841 水戸市酒門町 4372-7	0120-060-426
	茨城	知	7747	R07.11.13	(有)泉不動産	鈴木 泉	319-0317 水戸市内原 2-1	029-259-1335
	茨城	知	7743	R07.10.29	(株)野内	野内 則之	319-3552 久慈郡大子町大字矢田 812	029-297-9684
	茨城	知	7410	R03.04.09	(有)飛田興産	飛田 祐一	312-0012 ひたちなか市大字馬渡 3546-1	029-273-5424
	茨城	知	7733	R07.09.03	セカンドライフ(株)	石川 豊	319-2143 常陸大宮市根本 297-7	0295-53-0200
土浦・つくば	茨城	知	7718	R07.06.20	(株)QED	鈴木 卓馬	305-0031 つくば市吾妻 3-8-11 デルフィビル 202	029-828-6795
	茨城	知	7720	R07.06.25	(株)造成	沼田 浩	300-0009 土浦市中部町 2-3114-5	029-817-1734
	東京	大	3576	R03.07.07	住友林業レジデンシャル(株) つくば店	吉田 浩	305-0881 つくば市みどりの 2-31-4	029-886-7511
	埼玉	大	8822	R07.06.29	(株)ファイブイズホーム つくば店	細井 保雄	305-0056 つくば市松野木 99-33	029-879-8073
	茨城	知	7728	R07.08.07	(株)窓研	野口 貴広	300-0027 土浦市木田余東台 3-25-9	029-827-0127
	茨城	知	7737	R07.09.10	(株)紅芳	コウレイコウ	305-0003 つくば市桜 2-9-2 トップ・アスリート E103	029-897-3814
	茨城	知	7745	R07.11.04	ケイズ不動産(株)	小和瀬大樹	305-0861 つくば市谷田部 1144-281 (陣場 F30 街区 11)	029-828-7445
	茨城	知	7748	R07.11.13	大野不動産	大野 和行	305-0813 つくば市下平塚 420-1	029-856-2463
	茨城	知	7746	R07.11.07	(有)ベストックス	関頭 広晃	305-0025 つくば市花室 1775-2	029-851-6135
県南	茨城	知	7739	R07.09.17	(同) レストレード商会	藤崎 聡一	302-0015 取手市井野台 5-5-28	0297-84-1701
	茨城	知	7730	R07.08.18	(株)有園再建	有園 剛志	303-0033 常総市水海道高野町 191-3	0297-21-2150
	茨城	知	7736	R07.09.04	も(株)	長妻利枝子	302-0118 守谷市立沢 1057-2	0297-38-6971
県西	茨城	知	7726	R07.08.01	(株)グランフィールド	中島 尚椰	300-4505 筑西市田宿 122-2	03-6820-9762
	茨城	知	7727	R07.08.07	(株)大洋建設	飯塚 雅春	304-0021 下妻市北大宝 210-5	0296-43-6802
	茨城	知	7751	R07.11.20	海老澤不動産	海老澤健一	300-2747 常総市崎房 431	090-2228-7700
鹿行	茨城	知	7719	R07.06.25	(有)柏崎建設	柏崎 正直	314-0128 神栖市大野原中央 1-10-23	0299-92-7468
	東京	大	10927	R07.04.21	Apaman Leasing (株) 神栖店	吉田創一郎	314-0146 神栖市平泉 302-27	0299-93-2102
	東京	大	10927	R07.04.21	Apaman Leasing (株) 鹿嶋店	吉田創一郎	314-0031 鹿嶋市宮中 297-2 モンシャトーI	0299-82-2102
	東京	大	10927	R07.04.21	Apaman Leasing (株) 神栖知手店	吉田創一郎	314-0116 神栖市奥野谷 5509-7	0299-94-6056
県北	茨城	知	7744	R07.11.04	東日本不動産(株)	山本 恭平	316-0034 日立市東成沢町 3-12-3-106 号	0294-47-9841
	東京	大	6857	R06.04.20	タマホーム(株) 日立店	玉木 康裕	316-0022 日立市大沼町 1-6-3 日立ハウジングステーション内	0294-28-5543
石岡	茨城	知	7752	R07.12.02	(株)マイ・エステート	竹内 稷	315-0042 石岡市茨城 1-4-35-101 号室	0299-56-7011

廃業に伴う退会届について ~協会への退会手続きをお忘れなく~

宅地建物取引業を廃業する場合、免許権者に「廃業等届出書」を提出した上で、協会に退会届を提出してください。協会において退会届を受け付け後、弁済業務保証金分担金の返還手続きを開始いたします。

なお、年会費につきましては、毎年4月1日時点での会員が年会費請求対象となり、免許権者に「廃業等届出書」を3月31日までに提出している場合でも、協会への退会届が3月31日までに提出されていない場合は、年会費の支払義務が発生します。ご注意ください。